

「金融機関トップ対談」シリーズ

TKC東京5会

東京信用保証協会・山本隆理事長とのトップ対談

■とき…令和5年3月9日(木)

■ところ…東京信用保証協会本店

データ改ざんの余地がなく情報開示の即時性がMISのメリット。利用社数増加を期待

松本 昨年の3月9日に「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結して、ちょうど1年になりました。本日は面談のお時間をいただき、ありがとうございます。覚書を締結後の昨年4月にTKCモニタリング情報サービス（以下、MIS）の利用を開始いただいています。貴協会での評価はいかがでしょう。

山本 MISで提供される財務情報はTKC会員の巡回監査に基づいていますので、非常に信頼性が高いと認識しています。決算書等提供サービスは、国税庁に電子申告したデータをそのまま提供いただくので改ざんの余地がありませんし、情報開示の即時性という面においても優れた仕組みです。非常に大きなメリットを感じながら、利用しています。

松本 MISを高く評価していただき、ありがとうございます。

山本 当協会には金融支援と経営支援という二つの柱があります。金融支援では、DXに力を入れていまして、すでに信用保証書の電子化と信用保証の申込手続の電子化を開始しています。DXの推進によって、中小事業者へ金融支援を届けるまでの期間を短縮しています。また、経営支援では小さな予兆を見逃さずに、早期に有効な支援策を打っていくことが何よりも大切です。中小事業者に継続的な金融支援・経営支援を提供していく上で、MISの存在感が高まっていくと感じています。TKC会員の皆様には、MISの利用社数の増加を期待しています。

405事業やポストコロナ事業における事業者の自己負担分を補助する独自事業を実施

鈴木 TKC会員はポストコロナ持続

出席者（敬称略）

■東京信用保証協会

理事長 山本 隆

業務総轄部長 有竹博史

■TKC東京5会（東・東京会、東京都心会、東京中央会、城北東京会、西東京山梨会）

TKC全国会副会長 松本憲二

TKC全国会中小企業支援委員会副委員長 鈴木信二

TKC首都圏統括センター長 角能一徹

的發展計画事業（以下、ポストコロナ事業）にも力を入れていきます。貴協会は「経営サポート会議」（次頁）の開催を要件として、ポストコロナ事業における事業者の自己負担費用を補助する事業を実施していますね。

山本 はい。405事業やポストコロナ事業において事業者の自己負担分を補助する「経営改善計画策定支援費用補助事業」（次頁）を実施しています。税理士の方々は税務の専門家としてだけでなく経営支援にもノウハウをお持ちで、認定支援機関として活動されています。そういった税理士の方々と連携したいと考えている中で「経営サポート会議」の開催数が増えてきており、各支店においてきめ細かく対応しているところです。また、経営



東京信用保証協会山本理事長（左から2人目）から左へ有竹業務総轄部長。
右へTKC全国会松本副会長、鈴木中小企業支援委員会副委員長

改善計画という成果物を作ることが目的ではなく、事業者が税理士との対話を通じて、経営改善のヒントを見つけるといったプロセスが大事だと捉えています。同時に、経営改善計画は実行されなければ意味がありません。当事業の実施を通じてそのような機会を提供したいと考えています。

書面添付等で担保した信頼性の高い決算書が経営者保証に依存しない融資の支えに

松本 経営者の個人保証に依存しない融資慣行がどう定着していくのか、注目が高まっています。我々は金融機関と協働して「経営者保証に関するガイドライン」で求められる三つの要件の適用企業を育成していきたいと考えているのですが、貴協会の取り組みはいかがですか。

山本 当協会では、平成26年に「経営者保証に関するガイドライン」が公表された当初より、その趣旨を尊重した対応に努めているところです。中小企業金融には「情報の非対称性」という問題がある中で、資金調達の円滑化のためには、経営者保証による経営の規律付けや信用補完といった意味が確かにあります。一

■経営サポート会議

事業者・金融機関・保証協会の3者以上が集まり、経営支援の方向性や内容について意見交換する会議。保証協会が事務局となって開催。

■東京信用保証協会による

「経営改善計画策定支援費用補助事業」

国が実施している「経営改善計画策定支援事業」または「ポストコロナ持続的発展計画事業」の支援対象者のうち、東京信用保証協会を利用中の事業者を対象に、事業者の自己負担分となる費用の全部または一部を補助する事業。

方で、スタートアップや、経営者による思い切った事業展開を躊躇させている要因になっているという指摘も、また事実だと思います。経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、税理士法第33条の2による書面添付制度や中小会計要領に裏付けされた信頼性の高い決算書を提供いただけることは、我々にとって大きな支えになると思っています。

鈴木 これまで経営の規律付けを経営者保証に求めてきたわけですが、会計帳簿や決算書の信頼性にもっと注目いただきたいです。

山本 おっしゃる通りで、経営者保証でカバーしていた部分を、書面添付制度などで担保された信頼性の高い財務情報でカバーしていくように変わっていくのが好ましいと感じています。信頼性の高い財務情報は資金調達の強化につながりますし、経営改善の予兆を見つける手立てとなります。税理士の方々には、MISを通じて、信頼性の高い財務情報をこれまで以上に提供いただきたいと期待しています。

松本 山本理事長の決算書の信頼性等への深いご理解に感銘しました。本日はありがとうございました。

（TKC首都圏統括センター長 角能一徹）